

諸工料および臨時工事費等の単価について（低圧供給の場合）

日頃より格別のお引立てを賜り誠にありがとうございます。

さて、託送供給等約款および離島等供給約款にもとづく諸工料および臨時工事費の単価につきまして、2025年4月1日から次のとおりといたしますのでお知らせします。

今後とも弊社事業に対しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 諸工料

区 分		単 位	単 価
低 圧 で 電 気 の 供 給 を 受 け る 場 合	電 灯 需 要	架空引込線	1引込み1回につき 22,900円 (2,081円)
		電力量計	1個1回につき 4,400円 (400円)
		計器箱	〃 1,500円 (136円)
		電流制限器	〃 3,600円 (327円)
		その他	実 費
	電 力 需 要	架空引込線	1引込み1回につき 23,800円 (2,163円)
		電力量計	1個1回につき 4,400円 (400円)
		計器箱	〃 1,500円 (136円)
		区分装置	〃 4,400円 (400円)
		その他	実 費

(注1) ()内は消費税等相当額を再掲しております。

(注2) 架空引込線の内、空中分岐・HV線・アーム設置の場合は、上記単価の対象外となります。

2. 臨時工事費

(1) 引込線以下工事 (変圧器工事を含まません)

工事種別			臨時電灯・電力 工事料単価	資材費を含まない 工事料単価	
直接 引込 1口 につき	単相	3. 2mm	22,900円 (2,081円)	18,100円 (1,645円)	
		22mm ²	32,500円 (2,954円)	21,800円 (1,981円)	
	3相	3. 2mm	24,600円 (2,236円)	18,100円 (1,645円)	
		22mm ²	36,600円 (3,327円)	21,800円 (1,981円)	
		60mm ²	65,100円 (5,918円)	29,400円 (2,672円)	
		100mm ²	99,500円 (9,045円)	40,400円 (3,672円)	
	中間 支持 1口 につき	単相	3. 2mm	56,800円 (5,163円)	—
			22mm ²	73,500円 (6,681円)	—
3相		3. 2mm	59,300円 (5,390円)	—	
		22mm ²	79,400円 (7,218円)	—	
		60mm ²	125,400円 (11,400円)	—	
		100mm ²	183,000円 (16,636円)	—	
引込接続点1口につき 切断・接続			3,500円 (318円)	2,500円 (227円)	

(注1) ()内は消費税等相当額を再掲しております。

(注2) 単相3線式の場合は、3相の工事料単価を適用いたします。

(注3) お客さまが資材を提供される場合には、資材費を含まない工事料単価を適用し、上記以外のDV線を使用される場合には、単相・3相とも次のとおりといたします。

- ・お客さま提供資材が2.6mmの場合は、3.2mmの工事料単価を適用
- ・お客さま提供資材が14mm²の場合は、22mm²の工事料単価を適用
- ・お客さま提供資材が38mm²の場合は、60mm²の工事料単価を適用

(2) 低圧電線工事の臨時工事費

工事種別			臨時電灯・電力 工事料単価
1 条 に つ き	新設	5 mm	25,900円 (2,354円)
		60 mm ²	39,400円 (3,581円)
	張替	60 mm ²	44,200円 (4,018円)

(注1) ()内は消費税等相当額を再掲しております。

(3) 変圧器工事の臨時工事費

工事種別			臨時電灯・電力 工事料単価
1 台 に つ き	新設	5 kVA	159,200円 (14,472円)
		10 kVA	158,600円 (14,418円)
		20 kVA	167,800円 (15,254円)
		30 kVA	194,300円 (17,663円)
		50 kVA	204,800円 (18,618円)
	取替	10 kVA	242,500円 (22,045円)
		20 kVA	251,700円 (22,881円)
		30 kVA	277,800円 (25,254円)
		50 kVA	288,300円 (26,209円)
		75 kVA	328,500円 (29,863円)
		100 kVA	361,700円 (32,881円)

(注1) ()内は消費税等相当額を再掲しております。

(注2) 変圧器を2台施設する場合の単価は、上記単価の65%を適用して算出いたします。

3. 受託検査料

低圧供給の場合	1件1回につき	3,300円 (300円)
---------	---------	------------------

(注1) ()内は消費税等相当額を再掲しております。

(注2) 旅費を要する場合は、上記検査料にその実費を加算いたします。

以 上